

ごみの正しい分け方と出し方

令和6年度

再生紙を使用しています。

指定袋 週2回  **もえるごみ** 長さ50cm以下、太さ10cm以下 重さ10kg以下

- 貝殻
- 草木・木製品 (長さ50cm以内、太さ10cm以内) 草木・木製品は縛ってシールでも出せます
- 台所ごみ (水を切って)
- アルミカップ
- アルミホイール
- 使用済花火 (未使用は不可)
- 乾燥剤
- ゴム製品 (長さ50cm以内)
- 治療薬
- 紙類 (汚れたもの、見られたくないもの)
- 紙おむつ (汚物を除く)
- 資源にならないもの (洗えなかったもの)
- その他もえるごみ
- 皮革製品 (金属部分を取り外したものの)
- 衣類・布・化学繊維等
- 本革・合革 問わず 取り外した金属部分は 金属・小型家電ごみへ

シール 月1回  **もえるごみ (粗大)** 長さ50cm以上150cm以下、周囲130cm以下 重さ10kg以下

(縛ってシールを貼る)

- 草木・木製品はもえるごみ(粗大)には出せません
- ふとん
- マットレス (スプリングなし)
- カーペット
- じゅうたん・ござ
- 50cm以上のプラ製品 (金属が付いていないもの)
- 50cm未満のプラ製品はプラスチックごみへ

指定袋・シール 月1回  **もえないごみ** 長さ150cm以下、周囲130cm以下 重さ10kg以下

- ガラス類
- 陶器類
- 資源ごみにできないビン
- 薬品・化粧品などのビン
- 割れたビン
- その他

20L以上の透明又は半透明の袋 ※レジ袋不可 月2回  **資源ごみ (青枠 青枠ごとに分けます)** 重さ10kg以下

- あき缶 (飲み物) (水洗いをして)
- あきビン (食品関係) (水洗いをして) (ビールビン・一升ビンはなるべく購入店へ)
- PET
- ペットボトル (水洗いをして、キャップ、ラベルをはがして) 【キャップ、ラベルは、プラスチックごみに】
- 発泡スチロール、発泡トレイ (水洗いをして)
- 新聞紙 (チラシを含む) (十字にしぼる)
- 紙パック・その他紙
- ダンボール (十字にしぼる)
- 雑誌 (十字にしぼる)

20L以上の透明又は半透明の袋 ※レジ袋不可 月2回  **プラスチックごみ** 長さ50cm未満

- プラスチック製品・ビニール製品・ナイロン製品・ポリ製品 (水洗いをして)
- ボトルタイプ以外のペット製品 (水洗いをして)
- バケツ・洗面器 (金属が付いていないもの)
- ナイロン袋

20L以上の透明又は半透明の袋 ※レジ袋不可 月1回  **金属・小型家電ごみ (青枠 青枠ごとに分けます)** 長さ150cm以下、周囲130cm以下 重さ10kg以下 種類ごとにそれぞれの袋


- 電気製品
- 小型家電 (家電4品目含まず) (電池を使用している場合は必ず取り外す)
- 電池 (製品本体から必ず取り外す)
- 金属製品
- ライター
- ガス抜きして スプレー缶
- 金属のふた
- 皮革製品から取り外した金属部分
- 石油ストーブ・ファンヒーターは (本体の灯油も抜いてください)

自己搬入 収集できないごみ 長さ150cm、周囲130cm 重さ10kgを超えるもの

- 家具
- ベッド
- 畳
- コタツ
- トタン
- 一輪車
- 自転車

※自転車や三輪車、手押し車などは、どのような大きさでも自己搬入して下さい。

少量に限り、蛍光灯、乾電池、スプレー缶、ライターは、市内の公民館でも回収しています。



市では受入できないごみ

- 家電4品目
- エアコン
- 洗濯機・衣類乾燥機
- テレビ (液晶・プラズマも含む)
- 冷蔵庫・冷凍庫
- パソコン・ディスプレイ
- 携帯電話
- 化学薬品・危険物
- ガスボンベ
- バッテリー
- バイク
- ポタン電池
- タイヤ
- 農機具など
- 農業用ビニール

混ぜればごみ 分ければ資源
皆様方お一人おひとりのご協力をお願いいたします。

輪島市市民生活部環境対策課
☎ 23-1853 FAX 23-1153